

高知県教員育成指標 管理職等
「校長」「副校長・教頭」「主幹教諭」「指導教諭」

		校長	副校長・教頭
求められる 資質・能力		トップリーダーとしての人間の魅力、教育に関するビジョン、強い使命感、時代をみる先見性、データに基づく課題発見能力、変革に挑む積極性、危機管理のできる判断力や行動力、経験に裏打ちされた見識等、管理職としての資質・指導力を発揮し、内外環境を活用して学校の教育力を最大化することができる。	人間の魅力をもったリーダー性、教育に関するビジョン、強い使命感、時代をみる先見性、データに基づく課題発見能力、変革に挑む積極性、危機管理のできる判断力や行動力、経験に裏打ちされた見識等、管理職としての資質・指導力を発揮することができる。
A 資質		① 教育に関する確固とした理念や価値観をもっている。	① 教育に関する確固とした理念や価値観をもっている。
		② 学校経営責任者としての自覚と教育に対する使命感をもって、責任を果たすことができる。	② 校長を補佐し、学校経営をする者としての自覚と使命感をもって責任を果たすことができる。
		③ 教育の動向や新しい教育に対する考え方を吸収し、学校経営に活用することができる。	③ 教育の動向や新しい教育に対する考え方を吸収し、学校運営に活用することができる。
		④ 児童生徒・保護者・教職員に対して、公平・公正な立場で、誠実に対応することができる。	④ 児童生徒・保護者・教職員に対して、公平・公正な立場で、誠実に対応することができる。
		⑤ 教職員・保護者・地域の人々から信頼を得ることができる。	⑤ 教職員・保護者・地域の人々から信頼を得ることができる。
マ ネ ジ メ ン ト	B 組 織 マ ネ ジ メ ン ト	⑥ 内外環境等のデータや情報の分析をもとに、明確な学校経営ビジョンを策定し、その実現に向けた経営戦略の構築及び組織づくりをすることができる。	⑥ 学校経営ビジョンの実現に向けて、組織をチームとして機能させることができる。
		⑦ 学校評価を行うとともに、PDCAの考え方にに基づき、教育活動の改善に結びつけることができる。	⑦ 学校評価を行うとともに、PDCAの考え方にに基づき、自校での取組の進捗管理をすることができる。
		⑧ 学校における働き方改革の推進の視点から、学校組織マネジメントの向上と教職員の意識改革を図るとともに、学校のデジタル化や業務の効率化・削減の取組目標を設定し、具体的な方策を示すことができる。	⑧ 学校における働き方改革の推進の視点から、教職員の意識改革を図り、学校のデジタル化や業務の効率化・削減についての取組を推進することができる。
	C ネ ジ キ ュ ー ム ・ マ ネ ジ メ ン ト	⑨ 教科等横断的な視点から教育課程の編成を図ることができる。	⑨ 教科等横断的な視点で、教育活動を推進できるよう教職員間の調整を行うことができる。
		⑩ 児童生徒の姿や地域の現状等に基づき、教育課程のPDCAサイクルを確立し、機能させることができる。	⑩ 教育内容の質の向上に向けて、児童生徒の姿や地域の現状等に関連の調査や各種データ等に基づき把握することができる。
		⑪ 学校経営ビジョンに基づく教育内容と教育活動を示し、その実現のために必要なICT環境や地域等の外部資源を活用する体制を整えることができる。	⑪ 自校のICT環境等、学校内外の資源を効果的に活用し、学校経営ビジョンに即した校内研修(研究)を主幹教諭等とともに推進することができる。
	D リ ス ク マ ネ ジ メ ン ト	⑫ 児童生徒・教職員の健康・安全管理を適切に行うことができる。	⑫ 児童生徒・教職員の健康・安全管理を適切に行うことができる。
		⑬ 突発的な事態や災害時に迅速かつ的確な判断や指示をすることができる。	⑬ 突発的な事態や災害時に校長を補佐し、的確な判断や指示をすることができる。
		⑭ 学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それに備える組織づくりをすることができる。	⑭ 学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それに備える組織づくりを補佐することができる。
		⑮ 校内外の連絡、情報共有体制を整えることができる。	⑮ 児童生徒の個別の課題に対して校長を補佐し、支援を推進することができる。
	E ン 地 域 等 マ ネ ジ メ ン ト	⑯ 地域等にある人的資源や物的資源等の確保と活用により、地域と協働した教育活動を組織化することができる。	⑯ 地域等にある人的資源や物的資源等を活用するためのネットワークをつくることができる。
		⑰ 地域の人々や関係機関等に積極的に情報発信し、学校の現状や課題、学校経営ビジョンについて共通理解を図ることができる。	⑰ 地域の人々や関係機関等に積極的に情報発信し、学校の現状や課題を説明することができる。
		⑱ 校種間・学校間連携の体制を整えることができる。	⑱ 校種間・学校間連携を図るための連絡調整を行い、運営することができる。
	F 人 材 育 成	⑲ 教職員の育成を図るための校内指導体制を整えることができる。	⑲ 教職員の育成を図るための校内指導体制を運営することができる。
		⑳ 学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員を適切に指導することができる。	⑲ 学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員に対する適切な指導・助言をすることができる。
		㉑ 教職員の評価を適切に実施し、フィードバックすることができる。	㉑ 教職員の評価を的確に実施することができる。
		㉒ 教員育成指標等を活用し、教職員のよさと課題を把握し、それぞれの教職員に応じた育成・指導を行うことができる。	㉒ 教員育成指標を踏まえ、教職員に対して必要な情報を伝達・説明することができる。
ガ バ ナ ン ス	G 監 督 務	㉓ 教職員の服務監督を適切に行うことができる。	㉓ 教職員の服務監督を適切に行うことができる。
		㉔ 教育の質の向上と教職員の健康増進に向け、ワーク・ライフ・バランスの取組を掲げ、業務改善に積極的に取り組むことができる。	㉔ 教育の質の向上と教職員の健康増進に向け、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、業務改善に積極的に取り組むことができる。
	H コ ン プ ラ イ ス	㉕ 法令等に基づいた適正な学校経営をすることができる。	㉕ 校長を補佐し、法令等に基づいた適正な学校運営をすることができる。
		㉖ 県や市町村の教育行政方針を理解し、目標に向けて実践することができる。	㉖ 県や市町村の教育行政方針を理解し、目標に向けた取組の進捗管理をすることができる。
		㉗ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を教職員に説明し、学校経営に生かすことができる。	㉗ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。

主幹教諭		指導教諭	
命を受けた校務について、責任をもって取りまとめるとともに、教頭の代理や補佐を行い、調整能力を発揮して組織運営を活性化させることができる。		高い専門性と優れた指導力を身に付け、授業力の向上に向けて、研修・研究等の取組を全校的に推進することができる。	
①	教育に関する理念や価値観を醸成する態度がある。	①	教育に関する理念や価値観を醸成する態度がある。
②	命を受けた校務を自覚し、遂行する使命感をもって責任を果たすことができる。	②	教諭等のリーダーとしての自覚と使命感をもっている。
③	教育に関する新しい動向を吸収することができる。	③	教育に関する新しい動向を吸収し、教科や授業の専門性の向上に積極的に努めることができる。
④	児童生徒・保護者・教職員に対して、誠実に対応することができる。	④	児童生徒・保護者・教職員に対して、誠実に対応することができる。
⑤	命を受けた校務を推進し、教職員から信頼を得ることができる。	⑤	授業や学級経営等において教職員の模範となり、信頼を得ることができる。
⑥	学校経営ビジョンを踏まえ、教職員の意向や状況を管理職と共有し、調整を図りながら取組を進めることができる。	⑥	学校経営ビジョンを踏まえ、教職員の意向や状況を管理職と共有し、取組を進めることができる。
⑦	PDCAの考え方にに基づき職務に取り組むことができるよう、教職員に対して指導・助言をすることができる。	⑦	PDCAの考え方にに基づき職務に取り組むことができるよう、教職員に対して指導・助言をすることができる。
⑧	学校のデジタル化や業務の効率化・削減の取組について、校内体制の改善・充実を図り、業務改善を実践するとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	⑧	学校のデジタル化や業務の効率化・削減の取組について、校内体制の改善・充実を図り、業務改善を推進することができる。
⑨	教科等横断的な視点で、自校の教育活動をとらえることができる。	⑨	教科等横断的な視点で、自校の教育活動をとらえることができる。
⑩	児童生徒の姿や地域の現状等を把握するために、関連の調査や各種データを収集することができる。	⑩	教科等における高い専門性と優れた指導力に基づき、教職員に対して指導・助言をすることができる。
⑪	自校のICT環境等、学校内外の資源を効果的に活用し、校内研修(研究)の運営に、指導・助言をすることができる。	⑪	自校のICT環境等、学校内外の資源を効果的に活用し、授業研究等をコーディネートするとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。
⑫	児童生徒の健康・安全管理を適切に行うことができる。	⑫	児童生徒の健康・安全管理を適切に行うことができる。
⑬	突発的な事態や災害時に校長等の指示を受け、教職員をまとめることができる。	⑬	突発的な事態や災害時に、教職員がまとまるように日頃から声かけをしたり、相談相手となったりすることができる。
⑭	学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それらに対応できるよう情報収集を行うことができる。		
⑮	児童生徒の個別の課題に対して校長等を補佐し、支援を推進することができる。	⑭	児童生徒の個別の課題に応じた支援等を率先して行うことができる。
⑯	校長等を補佐し、校内外の連絡、情報共有を図ることができる。		
⑰	地域等にある人的資源や物的資源等を把握して学校教育の活動とつなぐことができる。	⑮	保護者や地域の人々に、学校の教育活動を知ってもらうために積極的に働きかけることができる。
⑱	校種間・学校間連携についての計画を立案することができる。		
⑲	教職員の育成を図るために校長等を補佐し、校内指導体制を運営することができる。	⑯	教育活動の改善に向けた校内研修(研究)について、研究主任等と協力して推進することができる。
⑳	学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員に対する適切な指導・助言をすることができる。	⑰	授業や学級経営に関して、教職員の相談に積極的にのったり指導・助言したりすることができる。
㉑	教職員同士が学び合う仕組みづくりを行うとともに、指導・助言をすることができる。	⑱	教科や授業等について、専門的な指導・助言をすることができる。
㉒	教職員の服務監督を助けることができる。		
㉓	校長の掲げるワーク・ライフ・バランスの取組に基づき、業務改善に積極的に取り組むことができる。	⑲	校長の掲げるワーク・ライフ・バランスの取組に基づき、業務改善に積極的に取り組むことができる。
㉔	校長等を補佐し、法令等に基づいた適正な学校運営ができるよう、学校の教育活動を調整することができる。		
㉕	目標に向けた取組の進め方について、教職員に指導・助言をすることができる。		
㉖	県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。	㉑	県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。